

下水道台帳システムバージョンアップ業務 特記仕様書

(共通事項)

第1章 総 則

第1条 目的

本仕様書は、令和8年度下水道台帳システムバージョンアップ業務に適用する。

第2条 関係法令等

本業務を実施するにあたり、下記に掲げる法律及びその他関係法令、条例、規則等を遵守すること。

1. 下水道法（昭和33年法律第79号）、同法施行令及び施行規則
2. 下水道台帳の調整について
（昭和53年7月19日建設省都下企発第73号）
3. 測量法（昭和24年法律第188号）
4. 公共測量作業規程（国土地理院）
5. 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
6. 著作権法（昭和45年法律第48号）
7. 下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会）
8. 下水道管路施設維持管理マニュアル
（社団法人日本下水道管路管理業協会）
9. その他、関係法令・規則・通達等

第3条 用語定義

本仕様書において平群町長西脇洋貴を「甲」、受託者を「乙」とする。

第4条 作業計画

1. 乙は、業務の着手に際し下記の書類を提出すること。
 - 1) 着手届
 - 2) 工程表
 - 3) 主任技術者届
 - 4) 同、経歴書
 - 5) 業務計画書
2. 本作業に従事する主任技術者は、測量法に定める測量士又は過去5年間以内に受注した同種業務において主任技術者の経験があるものでなければならない

3. 打ち合わせには、主任技術者が必ず出席するものとする。なお、乙は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの内容について、監督員と相互に確認するものとする。

第5条 関係官庁等との交渉およびその手続き

1. 乙は、関係官庁、その他に対して交渉を要するときまたは、交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。
2. 乙は、作業実施にあたり、必要な関係官庁その他に関する手続きは監督員と打ち合わせをもとに迅速に処理しなければならない。

第6条 疑義

本仕様書に明示なき事項または、疑義を生じた事項については、監督員と協議のうえ指示を受けるものとする。

(特記事項)

第2章 作業概要

第7条 作業概要

本業務は、甲が実施している下水道整備事業について、その施設情報は地理情報システム（GIS）を用いて整備し、今後の管理業務一般の効率化を図るとともにデータの高度利用、町民サービスの向上を図ることを目的とする。

本仕様書は、本業務の作業方法の要点を示し、成果品の品質を確保するものである。

1. 業務内容：下水道台帳システム更新 1式

第8条 貸与資料

本業務において甲は下記のを貸与する。

1. 下水道台帳システムデータ 1式
 - ・下水道施設図形データ：shape ファイル
 - ・同属性データ：Microsoft Access（mdb形式）
 - ・背景データ：ベクトルデータ、ラスターデータ
2. その他必要なもの

第9条 下水道台帳システム更新

下水道台帳システム（以下、台帳システム）がインストールされているパソコンの更新（OS変更、Windows11）に伴い、現行の台帳システムを Windows11

に対応したバージョンへ更新する。システム機能の実装については、現行の台帳システムを基本に、十分に協議し決定するものとする。

なお、現行の台帳システムは、以下の内容にて構成されており、既存の整備データを有効活用するものとする。

- ・ GIS エンジン : GEOSIS-OCX
- ・ 図形データ : VXY 形式もしくは RLV 形式
- ・ 属性データ : Microsoft Access (.mdb) 形式
- ・ その他 : BMP 形式、JPG 形式

第 10 条 下水道台帳システムデータコンバート

現行の管理システムのデータを更新後のシステムに向け、データ変換及びデータベースの構築を行う。

第 11 条 下水道台帳システム改修（維持管理システム連携）

甲では、別途、下水道管路施設維持管理システム（以下、維持管理システム）を運用している。このデータベースと相互に連携を図れるよう台帳システムの改修を行う。台帳システムの改修に伴う要件確認、それに伴う維持管理システム提供ベンダーとの調整等は、本作業の中で行うものとする。

なお、システム機能は、以下の内容とする。

対象施設：人孔、管渠、公共ます、取付管、人孔蓋

1. 維持管理システムの属性情報から台帳システムの該当施設を表示
2. 台帳システムの属性情報から維持管理システムの情報画面を表示
3. 相互リンクキーの編集機能

第 12 条 同等品の納品

乙は、前条の規定に基づく作業について、乙が保有するシステム等において甲の示す仕様を満たすものが提供できる場合に限り、同等品の納品をもって本業務を受注することができる。その場合においても、維持管理システムについては、甲が運用しているものを使用するものとする。その際は入札参加資格確認申請書の提出前に甲と詳細を協議し、承認を得るものとする。

第 13 条 PC 設定及び操作説明

改修した台帳システムを新しいパソコンへインストールし、設定する。設定後、台帳システムの利用者に対し操作説明会を実施する。

第14条 成果品

納入成果品は、下記のとおりとする。

1. 下水道台帳システム及びデータ 1式
(マニュアル含む)
2. デスクトップパソコン (モニター除く) 1式
OS : Windows 11 Pro
スペック : SSD 1TB 以上、メモリ 16GB 以上、DVD ライター
ソフトウェア : Microsoft Office2024 (Word,Excel,Access)
ウイルス対策ソフト (3年版)
保証 : 5年間
3. ゼンリン住宅地図 1式
(下水道台帳システムで運用可能とすること)
4. その他、甲が指示するもの

第15条 検査

検査については、業務完了後に甲の検査を受けなければならない。なお、検査の結果修正の必要が生じたときは、速やかに修正を行い、再検査を受けなければならない。

第16条 著作権の帰属

本業務の成果品における所有権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が甲の委託によりシステムを開発する場合、この著作権は将来にわたって乙が保有し、使用权について甲が保持するものとする。

2. 甲は乙が開発したシステムに関する所有権及び著作権について、第三者に対しこれを譲渡することはできない。
3. 乙は、甲の同意を得ずにシステムの所有権及び著作権を第三者に対し譲渡することはできない。

第17条 履行期限

本業務の履行期限は、令和9年3月31日までとする。

第18条 その他

乙は、作業の処理上で知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また貸与資料および開発した成果を、甲の許可なく外部に貸与または公表してはならない。